

ゴルフ会員権を売却された皆さんへ

確定申告もフェアプレーで！

ゴルフ会員権をお売りになり、**売却益**が生じた方は所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

確定申告は、是非、**ご自宅からe-Tax**をご利用ください！

3ステップで確定申告！



国稅庁e-Tax
キャラクター
イータ君

STEP

1 国稅庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

- ◎ 稅務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

確定申告



STEP

2 書類を準備し、画面の案内に従って入力

国稅庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば稅額などが自動計算され、所得税の確定申告書が作成できます。



STEP

3 e-Taxで送信（申告書を提出）

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

- ① マイナンバーカード



- ② ICカードリーダーライター 又は
マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



OR



※ ICカードリーダーライターとして代用できる端末は、一部のAndroid端末のみです。

IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの稅務署**にお越しください。
- ・過去に確定申告会場で、ID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 作成した申告書は、印刷して郵送等で稅務署に提出することもできます。

ゴルフ会員権をお売りになった場合の税金は・・・

ゴルフ会員権を売却した場合の所得は、原則、譲渡所得として課税されます。給与など他の所得と合わせて**総合課税**の対象となります。

1 譲渡所得金額の計算方法

$$\text{譲渡価額 (収入金額)} - \left(\text{取得費} + \text{譲渡費用} \right) - \text{特別控除額} = \text{A}$$

《注意点》

- 1 譲渡価額は、手数料等の額を差し引く前の売却金額です。
- 2 取得費は、購入価額と購入時に支払った手数料や名義書換料の合計額です。
なお、譲渡価額の5%とすることもできます。
- 3 譲渡費用は、譲渡時に支払った手数料等です（年会費は含まれません）。
- 4 特別控除額は、所有期間に関係なく50万円です(譲渡益の金額が上限となります)。
- 5 総合譲渡所得金額は、その会員権の所有期間に応じて、次の金額となります。
(1) 所有期間が5年以内のもの … Aの金額
(2) 所有期間が5年を超えるもの … Aの金額×1/2 (B)

2 所得税の計算方法

$$\left(\text{A又はB} + \text{給与所得や事業所得など} - \text{基礎控除などの所得控除} \right) \times \text{税率} = \text{税額}$$

$$\text{税額} - \text{給与などの源泉徴収税額} = \text{申告納税額}$$

※ ゴルフ会員権のような「生活に通常必要でない資産」の譲渡で生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことはできません。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期限は、ゴルフ会員権をお売りになった年の翌年の3月15日までです。

※ 申告期限の日（3月15日）が税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）の場合は、その翌日が申告期限の日になります。
(例) 申告期限の日が3月15日（土）の場合⇒3月17日（月）となります。

事前準備、送信方法、エラー解消など
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」
の使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク e-コクセイ
0570-01-5901
(全国一律市内通話料金)



受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください（通常の通話料金となります。）。